

各部長
各局長
教育長
警察本部長 } 様

経営管理部長

令和4（2022）年度予算の執行について

令和4（2022）年度の予算執行に当たっては、別紙予算執行要領に基づくほか、特に次の諸点について全職員が十分認識し、計画的・効率的な執行に努めるよう通知します。

記

1 令和4（2022）年度当初予算と今後の財政運営

令和4（2022）年度当初予算は、「とちぎ行革プラン2021」に基づき、中期的な視点に立った財政運営を基本としつつ、選択と集中を図りながら必要な財源を確保し、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、デジタル技術の活用による地域課題の解決や、脱炭素化による経済と環境の好循環の創出を進めるとともに、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開催に向けて万全を期していくほか、「とちぎ未来創造プラン」や「とちぎ創生15戦略（第2期）」の着実な推進を図ることとして編成したところであり、その趣旨を踏まえ、最大限の効果が得られるよう努めること。

また、中期財政収支見込みでは、高齢化の進行等による医療福祉関係経費の増加などにより、今後も財源不足が見込まれることから、各部局においては、行政コストの削減や歳入の確保に、これまでも増して積極的に取り組むこと。

2 新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症の状況や社会経済情勢の変化等を踏まえた適切な事業執行に努めるとともに、事業の見直しが必要となった場合は速やかに財政課に協議すること。なお、これらの影響により県税等の歳入に不足が見込まれる場合には、必要に応じ全庁的な対応を検討していくので留意すること。

また、新型コロナウイルス感染症関連業務の執行においては、人的資源の有効活用の観点から、状況に応じ直営から委託等に切り替えるなど適切な対応を図ること。

3 公共事業等の適切な執行

公共事業等については、繰越事業の早期完了を図りながら、年間を通じた計画的な執行に努めること。なお、発注に当たっては、効率的な業務執行はもとより、労務単価を適切に反映するとともに、県内中小企業等の受注機会や手続きの透明性を確保するほか、県産品の積極的な活用に配慮すること。

4 不断の事業検証と効果的・効率的な予算執行

「とちぎ行革プラン2021」に基づき、県民ニーズ等を的確に把握した上で、人件費

を含めた費用対効果や優先順位を十分に見極めながら、その必要性や有効性等を常に検証すること。

また、すべての事務事業は、納税者である県民の負担のもとに行われるものであることを肝に銘じ、予算執行に当たっては、入札・契約事務などの適切な処理と事業の進行管理の徹底はもとより、限られた予算の効果的・効率的な執行に一層努め、執行残については確実に留保すること。

5 歳入の確保

- (1) 県税に対する県民の理解促進と納税意識の高揚に努め、収入の確保と滞納額の圧縮を図ること。また、県民負担の公平性を確保する観点から、税外収入を含む滞納債権については適切に対処すること。
- (2) 予算に計上している国庫支出金や使用料、手数料等の特定財源はもとより、新たな財源の確保等にも積極的に努めること。特に、県単独事業については、国庫支出金等を新たに導入できるものがないか、執行前に改めて確認すること。

また、未利用財産等の処分や活用を図るとともに、広告料等の新たな自主財源の確保にも創意工夫を凝らすこと。

6 その他

- (1) 各部局幹事課企画調整担当においては、予算編成から執行、決算までを総合的に所管調整する機能を十分に発揮すること。
- (2) 通年議会のもと、補正予算編成への柔軟な対応が可能であることから、情報提供を早期に行うなど、財政課との連携を密にすること。
- (3) 国の施策等について、常に情報収集に努めるとともに、地方の自主性と裁量権の拡大に向け、関係機関に対する働きかけを行うこと。
- (4) 業務フローの見直しやICTツールの活用等により、業務の効率化やペーパーレス化を一層推進し、経費削減にもつなげること。

〔 予 算 執 行 要 領 〕

1 基本的事項

(1) 予算執行の基本的態度

ア 当初予算は、通年予算として編成したものであることから、その効果が最大限に発揮されるよう、計画的・効率的な執行に努めるとともに、年度途中の新たな財政需要については、原則、既計上予算の範囲内で対処すること。また、新規の補助事業等については、要綱を速やかに制定するなど事業の早期着手、円滑な執行に努めること。

イ 当初予算編成においては、各部局の主体的判断による事務事業の見直しを実施したところであり、県民への説明責任を果たすとともに、人件費を含めたコスト意識を徹底し、創意工夫を凝らしながら更なる節約を図るなど厳正かつ適切に執行すること。

ウ 予算執行段階においても、すべての事業について、ゼロベースで意義を問い直し、費用対効果を評価するなど、次年度以降の予算編成を見据え、EBPM（合理的根拠（エビデンス）に基づく政策立案）等の視点も取り入れながら、事業の必要性や有効性を検証するとともに、スクラップにも取り組むこと。

エ 国庫補助金等が廃止又は縮減されたものについては、県費による振替は原則認めないので特に留意すること。この場合、廃止縮減された国庫補助金等に見合う事業費を節約又は削減して執行すること。

オ 内部統制に組織的に取り組み、予算執行の適正性の確保を図ること。

カ 監査委員の監査、県議会の決算審査、包括外部監査等において指摘がなされた事項については、その内容を十分に検討の上、適切な措置を講ずること。

(2) 財源の確保と適切な資金運用

ア 予算化された事業を確実に執行するため、計上した財源の確保に万全を期すこと。また、国庫補助制度や地方交付税、地方債等の地方財政制度を的確に把握し、財源の確保に努めること。

イ 歳計金については、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い不足が拡大・長期化し、多額の一時借入等により支払準備資金を確保している状況にあることから、年間を通じて資金収支の安定化を図るため、計画的に事業を執行するとともに、国庫支出金、負担金等の特定財源については、事業の執行に見合った収入の確保に努めること。

さらに、制度金融等各種貸付金については、資金需要に見合った預託を行うほか、補助金・負担金等については、交付の相手方の資金収支の状況を十分に把握するとともに、状況に見合った交付時期や支払方法等となるよう適切な見直しを図ること。

なお、事業執行の時期と収入の時期が著しく異なるとき、又はその収入見込額等に変更が生じた場合には、速やかに会計局会計管理課及び財政課に協議すること。

- ウ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、令和2（2020）年度、3（2021）年度ともに不足が生じたことから、充当事業の適切かつ効果的・効率的な執行に一層努め、執行残は確実に留保すること。
 - エ 県税及び各種貸付金などの滞納債権については、県民負担の公平性の確保の観点からも、その実態を十分把握し、法的措置を含めて厳格な措置を講ずるなど適切な債権管理に努め、歳入の確保を図ること。
 - オ 各種基金の運用に当たっては、歳計金の状況も踏まえて、会計局会計管理課と十分に協議すること。
- (3) 効果的・効率的な執行の確保
- ア 県政の諸課題に積極的かつ柔軟に対処するため、県民に対し県政に関する情報を適時適切に提供するとともに、県民からの意見等を適切に県政に反映させること。
また、各種施策の推進に当たっては、県民との協働に意を用い、理解と協力を得るよう努めること。
 - イ 脱炭素化の取組やいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開催などにおいて、予算の効果的・効率的な執行を図るためには、従来にも増して関係部局間の緊密な連絡調整が重要であるので、組織横断的な取組に十分意を用いること。
また、市町との役割分担を明確にした上で、連携協力体制を強化するとともに、その他関係団体との連携等についても、十分配慮すること。
 - ウ 事業の優先順位を明確にし、選択と集中を進めるため、事業の評価（セルフマネジメント）を徹底すること。
 - エ 社会経済情勢の推移、事業の進捗を十分踏まえ、適正な執行を図るとともに、常に事業の効果を見極めつつ経費の節減合理化を図るよう努めること。
 - オ 税収等の動向を踏まえながら、より効果的・効率的な予算の執行を図るため、四半期ごとに予算を配当するので、留意すること。
 - カ 県の行う契約事務は一般競争入札による方法を原則とするものであり、他の方法による場合は法令で規定するものに限られているので、適正に対処すること。特に、随意契約の方法による場合にあっては、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を検討して、合理的な判断により限定的に対応するなど、契約事務の適正な運用に努めること。

2 歳入に関する事項

- (1) 県税については、地方税制度に関する理解を深め、県民の納税意識の高揚を図るとともに、課税客体及び課税標準の的確な把握並びに徴収率の向上により、収入の確保と滞納額の圧縮に努めること。
- (2) 国庫支出金については、国の制度変更等に留意するとともに、早期申請と概算払制度の活用により、事業の執行に見合った収入の早期確保に努めること。

なお、超過負担の解消、交付事務の簡素化等については、機会あるごとに、国に

対し強く要請すること。

- (3) 使用料、手数料については、予算計上額の確保に努めるとともに、応益負担の原則を踏まえ、適正かつ妥当な水準となるよう留意すること。

また、法令等で標準額等が示されているものについては、原則として当該法令等の改正の都度、改正すること。

- (4) 財産収入については、不動産貸付料の適正化を図るとともに、未利用財産の積極的な処分・活用に努めること。
- (5) その他の収入については、当該事務事業の執行に見合った適切な確保に万全を期すとともに、適正な受益者負担の観点から、その増収に努めること。
- (6) 自主財源の確保対策として、県有施設におけるネーミングライツや県が発行する印刷物等を活用した有料広告等の積極的な導入を図ること。

3 歳出に関する事項

(1) 投資的経費

ア 投資的経費については、計上された予算額の範囲内で円滑に当該事業が執行できるよう、用地の確保、設計等事前準備に万全を期すこと。特に、建築工事の予算計上面積は、予算額と同様あくまでも上限であり、その範囲内で当該施設の機能が最も効果的に発揮できるよう設計、施工に当たること。

また、執行に当たっては、引き続きコストの縮減に努めるとともに、入札差金等については、不用額として確実に留保すること。

イ 公共施設等の老朽化が進行する中、中長期的な財政負担の軽減及び平準化に資するよう、「栃木県公共施設等総合管理基本方針」等に基づき、予防保全の考え方を取り入れた計画的な長寿命化対策等について、適切に対応すること。

(2) 県単補助金及び貸付金

ア 県単補助金については、補助効果の観点から事業の内容を検討しつつ所期の目的が達成されるよう努めるとともに、一層の改善合理化を進めること。予算編成等を通じて補助対象経費の明確化や終期の設定等の見直しを行ったものについては、関係団体等との調整を十分に行い、適切な事務処理と執行に努めること。

イ 補助金等の前金払又は概算払は、あくまでも支出の特例であり、補助対象等の事業実施計画、資金計画等について十分精査すること。

ウ 県が出資又は補助している法人等については、それぞれ出資又は補助の目的に沿って、適正かつ効果的に運営されるよう十分助言・指導を行うとともに、更なる経費の節減合理化や自主財源の確保に努めるよう指導すること。

なお、指導に当たっては、「特定指導法人の見直し基本方針（改定）」及び県議会や監査における提言等を踏まえ、適切に対応すること。

エ 市町村総合交付金制度については、地方分権の推進と事務の効率化の観点から、市町と十分な連携、調整等を行い、市町の自主性を尊重しながら、適切な運用を図

ること。

オ 県単貸付金については、制度の意義や成果の検証を行い、施策の効果が十分確保できるよう適切な執行に努めること。

(3) その他の経費

ア 医療福祉関係経費の増加を抑制していくことは、財政運営上の重要な課題であることから、健康寿命の延伸や医療費適正化に積極的に取り組むこと。

イ 新施設等に係る維持管理経費については、当面の措置として他の類似施設等の維持管理経費を参考に予算化しているので、節約を基調とした予算執行に十分留意すること。

ウ 旅費、需用費等の経常的一般行政経費については、より一層の適切かつ効率的な執行と節約に努めること。

特に、本庁における常用物品の調達・管理一元化の円滑な運用に努めるほか、その他の物品の購入、印刷物の発注等に係る契約の際には、常に在庫の状況を把握するとともに、法令等に照らし適正な執行を図ること。

エ 予備費の充当については、通年議会の趣旨を踏まえ、限定的に対処するものであること。